



群馬県板倉町の重要文化的景観

利根川・渡良瀬川合流域に形成された水場景観

「利根川・渡良瀬川合流域に形成された水場景観保存計画」ダイジェスト版



2016年

板倉町教育委員会

文化的景観とは

文化的景観とは「地域における人々の生活または生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活または生業の理解のため欠くことのできないもの（文化財保護法第二条第1項第五号より）」を指します。文化的景観の中でも特に重要なものは、都道府県または市町村の申出に基づき「重要文化的景観」として選定されます。

重要文化的景観に選定されたものについては、現状を変更したり、その保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、文化庁長官に届け出る必要があります。

選定までの経緯

板倉町は次のようなプロセスを経て、関東初の重要文化的景観に選定されました。

平成16年度	群馬県と板倉町共同プロジェクト 「水郷いたくら 水文化のある風景活用プロジェクト」設置
平成17年度	板倉の水郷景観保護推進事業として文化的景観保存調査開始 「板倉の水郷景観保存計画策定委員会」発足
平成18年度	群馬県板倉町 水場の文化的景観保存調査報告書 作成（刊行は平成20年）
平成19年度	利根川・渡良瀬川流域の「水場」景観保存計画 策定
平成20年 8月 1日	景観行政団体となる
平成22年 6月18日	風景条例公布・風景計画告示
平成22年10月 1日	風景計画・風景条例施行
平成22年度	利根川・渡良瀬川流域の「水場」景観保存計画について 風景条例に基づき改訂 『利根川・渡良瀬川合流域に形成された水場景観保存計画』
平成23年 1月30日	「重要文化的景観 利根川・渡良瀬川合流域に形成された水場景観」を申出
平成23年 9月21日	国選定 重要文化的景観「利根川・渡良瀬川合流域の水場景観」

水場景観の保存意義

現在の板倉町は、低湿地「水場」ならでの暮らしをする人が年々減少し、「水場」に培われた板倉町特有の文化を次世代へ継承することが困難になってきています。

板倉町では、水場特有の景観を「板倉らしさ」を象徴するものとして捉え、その価値を町民が共有して認めることにより、地域に根ざしつつ、時代に即した新たな「板倉らしさ」を育み、今後の地域づくりに繋げていきます。

文化的景観保存のための基本方針

板倉町における水場の文化的景観は、洪水常襲地域である「水場」の自然環境、度重なる洪水や悪水の滞留を克服してきた歴史、「水場」の豊かさを享受するための先人の生活文化を総合的に現しています。この水場特有の文化的景観を保全し、町民がその価値を再認識することで「板倉らしさ」への誇りを培い、今後の地域づくりへの架け橋としていくとともに、良好な状態で未来へ伝えていくことを目的としています。板倉町では、水場の文化的景観を守るため保存計画対象範囲を設定し、次のとおり基本方針を定めています。

1 地域の歴史と生活を担う一連の水系としての機能を永続的に維持する

対象の河川・旧河道は、板倉の水場としての骨格を形成し、治水・利水システム確立の歴史です。

2 河川としての地形や景観の連続性の確保に努める

対象の河川・旧河道は、近代化の中で発展した地形群が連続する特有の景観を形成しました。この河川特有の構造に配慮した維持管理を図ります。

3 河道内の土地条件に対応した様々な生態系の保全に努める

水場特有の生態系を伝承するため、良好な河川の植生環境と動植物を保全します。

4 「水場」独自の景観を構成する建造物等は、適切に維持・修復を図る

水場独自の景観を構成する建築物などは、周辺の景観との調和を図りながら必要な機能を果たすように適切な維持・修復に努めます。

5 「水場」特有の自然・歴史・文化について、積極的に普及啓発を図る

河川豊かな生態系と伝統的な生活文化を継続し、水場の生活文化を表す景観の保全を図るとともに未来への技術伝承に努めます。

6 公開及び活用事業は、住民と行政が協力して実施する

水場景観の価値を広く普及するために維持管理・活用を住民と行政が協働できる体制づくりを推進していきます。



谷田川



川田



渡良瀬遊水地ヨシ焼き



沈下橋（通り前橋）



水塚

板倉町の重要文化的景観選定および保存対象範囲

この6地区は板倉町の治水の歴史や構造を今に伝え、現在の板倉町の「水場」を象徴しています。また、地区内には施設・建造物・自然体系などの水場景観を構成する要素が点在し、それらすべてが文化的景観となります。

渡良瀬川地区

町の最北地域を流れる渡良瀬川。現在は渡良瀬遊水地を経て利根川に合流します。かつては鮭漁などが盛んでしたが、足尾鉍毒事件以降、漁業は行われなくなりました。また、渡船場も存在し、地元の交通路として重要な役割を果たしていました。

板倉町イメージキャラクター
いたくらん



渡良瀬遊水地地区

足尾銅山鉍毒事件を契機として、大正時代から建設事業が開始された人口調整池。群馬県・栃木県・埼玉県・茨城県に跨っています。国内最大級のヨシ原があり、3月にはヨシ焼きが行われています。板倉町の治水に重要な排水機場が接続されています。

雷電神社周辺地区

昭和50年代初めまでは板倉沼、亥之子沼、御手洗沼が存在し、半島状態に位置していました。雷電神社本社は群馬県の指定重要文化財、末社は国の指定重要文化財、社叢林は群馬県緑地環境保全地域に指定されています。

谷田川地区

利根川水系の1つである谷田川は板倉町の中央を東西に流れる水場景観の最重要河川です。河川敷には植物群落が形成されており、多くの動植物が生息しています。今も貴重な「柳山」「川田」「沈下橋」があり、堤の内外には多く池沼がみられます。

利根川地区

町の最南を流れる利根川の河道は、近世初期から近代に至り継続的に治水回収事業により形成されてきました。かつては板倉と江戸の水運流通の重要なルートでした。

古利根地区

古来からの国境で今も県境となっている河川跡。現在は、水路や堤などが残存し、河川景観を継承しています。堤外地には水田風景が広がっています。

板倉町の重要文化的景観の重要な構成要素

自然の脅威であるオオミズ（水害）をも享受しながら、知恵や文化を生み出してきた「水文化」と位置づけられる一つ一つの構成要素が板倉町の景観特性の本質的な価値を示しています。

重要文化的景観の重要な構成要素一覧

	No.	名 称	種 類
利根川地区	1	利根川	河川
	2	〈堤防〉文禄堤	治水施設
	3	谷田川第二排水機場	治水施設
		谷田川第二排水樋管	
	4	国交省谷田川排水機場	治水施設
		谷田川排水樋管	
	5	〈石 碑〉坂東樋管跡	石碑(治水施設)
	6	〈石造物〉水天宮・風天宮	信仰
	7	〈石造物〉大杉大明神	信仰
8	〈石造物〉水神宮・風神宮	信仰	
9	〈石造物〉飯野河岸銘庚申塔	信仰(生業)	
渡良瀬川地区	10	渡良瀬川	河川
	11	〈堤防〉文禄堤	治水施設
	12	頭沼揚水機場	治水施設
	13	〈石造物〉録事尊	信仰
渡良瀬遊水地地区	14	渡良瀬遊水地	河川
	15	堤防	治水施設
	16	海老瀬排水樋管	治水施設
	17	邑楽東部第1排水機場	治水施設
		板倉川排水樋門	
	18	邑楽東部第2排水機場	治水施設
第二排水機場樋管			
19	石碑(決壊口跡)	石造物	
谷田川地区	20	谷田川	河川
	21	蛭田沼(キリゴミ漁)	池沼
	22	肘曲池	池沼
	23	柳山	生業
	24	川田	生業
	25	ヨシ原	植生
	26	ヨシ原	植生
	27	谷田川堤	治水施設
	28	旧古河往還(五百間堤・引堤)	治水施設
		町道2-36号線	
	29	小保呂排水機場	治水施設
		小保呂樋門	
	30	大箇野サイフォン	治水施設
	31	大箇野排水機場	治水施設
32	谷田川第一排水機場	治水施設	
	谷田川第一排水樋門		
谷田川地区	33	〈沼除堤〉土手 町道3250号線	治水施設
	34	鶴生田川第一樋門	治水施設
	35	天神下樋門	治水施設
	36	花和田樋門	治水施設
	37	宮の前樋門	治水施設
	38	上新田樋門(八郎右工門樋)	治水施設
	39	飯野車口樋門	治水施設
	40	松ノ木樋門	治水施設
	41	念行樋門	治水施設
	42	岡樋門	治水施設
	43	北根樋門	治水施設
	44	北根用水路	治水施設
	45	八間樋頭首工(八間樋堰)	治水施設
	46	沈下橋(通り前橋) 町道3285号線	橋梁(交通)
	47	沈下橋(北坪東橋) 町道2385号線	橋梁(交通)
	48	水塚	建造物
	49	水塚	建造物
	50	〈石造物〉水神塔・道標	信仰
	51	〈石造物〉地蔵尊	信仰
52	〈石 祠〉浅間神社	信仰	
53	〈石造物〉水天宮・風天宮	信仰	
54	〈石造物〉水神宮	信仰	
55	〈石造物〉馬頭観音・地蔵尊	信仰	
56	〈石造物〉勝軍地蔵	信仰	
57	〈石造物〉青龍大神	信仰(用水取水口)	
58	〈石造物〉地蔵尊	信仰	
59	〈石造物〉阿弥陀如来	信仰	
古利根地区	60	古利根川(水路)	河川
	61	堤防(道路)	治水施設
		町道1-6・2-22・2384号線	
	62	天保の締め切り跡 町道2235号線	治水施設
	63	小左工門樋門	治水施設
	64	水塚	建造物
	65	水塚	建造物
	66	水塚	建造物
	67	〈石造物〉水神宮	信仰
	雷電周辺	68	雷電神社・境内地内
69		雷電神社参道 町道1181号線	交通
70		〈石造物〉道標	交通

※板倉町の保存計画では、6つに区分された各地区ごとに保存方針・方法が示されていますが、併せて、それぞれ各地区に分布する構成要素についてもその具体的な保存方針・方法が示されています。

詳しくは「[板倉町公式ホームページ](http://www.town.itakura.gunma.jp)」にも掲載されています URL <http://www.town.itakura.gunma.jp>

表 1 土地利用規正法等による行為規制の一覧

根拠法令	法律の目的	対象範囲	行為規制の内容	許可・届出等	※1 該当する保存計画対象地区
文化財保護法	文化財の保存、且つその活用を図る。	国指定重要文化財	<ul style="list-style-type: none"> 所有者、所在場所の変更 き損、亡失、盗難 修理 	文化庁長官への届出	雷電神社末社
			<ul style="list-style-type: none"> 現状変更 	文化庁長官の許可	
		県指定重要文化財	<ul style="list-style-type: none"> 所有者氏名、住所の変更 き損、亡失、盗難 所在場所の変更 修理 	県教育委員会へ届出	雷電神社社殿 雷電神社奥宮
		周知の埋蔵文化財包蔵地	遺跡と判明している地域内での掘削および削平を伴う土木工事等を行う場合	文化庁長官への届出	渡良瀬川地区△ 谷田川地区△ 古利根地区△
県自然環境保全条例	自然環境の適正な保全を図る。	県緑地環境保全地域	<ul style="list-style-type: none"> 建築物その他の工作物の新築、改築、増築 土地の形質変更 土石の採取 水面の埋立、干拓 木竹伐採 河川、湖沼等の水位、増減に関わる行為 	県知事への届出	雷電神社境内
河川法	河川について、災害の発生防止、適正な利用、流水の正常な機能の維持、及び河川環境の整備と保全を総合的に管理する。	河川区域 (河川管理施設を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 流水の占用 土地の占用 土石等の採取 工作物の新築、改築又は除却 土地の掘削、盛土、切上、その他、土地の形状変更（耕耘、取水・排水口付近の土砂等の排除等を除く） 木竹の植栽、伐採（竹木の現に有する治水上又は利水上の機能を確保する必要があると認められる区域内及び樹林帯区域に限る） 	河川管理者の許可	利根川地区 渡良瀬川地区 渡良瀬遊水地地区 谷田川地区
		高規格堤防特別区域	高規格堤防としての効用を確保する上で支障を及ぼすおそれのない工作物の新築、改築又は除去は、許可を要しない。	—	利根川地区△
農業振興地域の整備に関する法律	農業の振興を図ることが必要であると認められる地域の整備に関し、農業の健全な発展を図る。	農用地区域	<ul style="list-style-type: none"> 宅地の造成 土石の採取 その他の土地の形質の変更 建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築 	県知事の許可	利根川地区△ 谷田川地区△ 古利根地区△
都市計画法 (市街化調整区域)	無秩序な市街拡散現象とそれによる弊害を除去し、健康で文化的な都市生活の保障と機能的な都市活動を確保する。	市街化調整区域	開発行為※2	県知事の許可	利根川地区 渡良瀬川地区 渡良瀬遊水地地区 谷田川地区 古利根地区

※1 地区名称の後ろに付した△は、該当する規制を受ける面積が地区の一部であることを示す。

※2 都市計画法に基づく群馬県の実行規程については、『都市計画法に基づく開発許可制度の手引』（平成20年4月1日、群馬県県土整備部建築住宅課）を参照

表2 文化的景観を構成する重要な構成要素に対する文化庁への届出行為

地 区	文化的景観の構成要素	文化的景観との関連性	現状変更届出行為
全 地 区	石造物	河川及び旧河川の堤防には、水に関する神仏（水神宮・水神塔、弁才天、録事尊・録事法眼、青竜大権現等）を始めとする多くの石塔・石祠・石仏等がある。これらの石造物は、かつての決壊地や用水の取り入れ口、船着場などに多く分布し、水場の生活を支える重要な地に建立されている。	石造物の除却または移設
谷田川地区	沈下橋	「通り前橋」「北坪東橋」の2つの沈下橋は、欄干はなく谷田川の水位が上昇した場合にも水の抵抗が少ない構造を持つ。板倉町の東地区と南地区を繋ぐ橋であり、また居住地と中洲の耕作地を繋ぐ重要な橋である。	・滅失又はき損 ・新築、改築、移転、除却 ・修繕若しくは
古利根地区	堤 防	近世期に築堤された、古利根地区の堤防は、全長約2kmに渡り、連続的に維持されている。現在も町域の景観の骨格となっている。	地形の形状変更
	呑口締め切り跡 (天保の締め切り跡)	天保12年に旧合の川を締め切った跡である。近世における利根川瀬替事業の偉業をしのぶ土木遺産である。	
谷田川地区 古利根地区	水塚の配される 土盛地形	水塚は、堤防地形を活用するとともに、さらに土盛を施して設置されており、その地形は、水塚をより高所に配する「水場の一寸高」の意識を表している。	
	文化的景観を構成する 重要な家屋	重要文化的景観を構成する重要な家屋として、特定される建築物とその取扱いについては別に定める。	



**対象範囲内における変更行為は事前協議が必要です
まずはお気軽にご相談ください**

※表1・表2に記載される範囲すべてが対象となります。手続きの流れについては次ページをご覧ください。

保存計画範囲の行為規制について

文化的景観の保存計画対象範囲では、景観法に基づく「板倉町風景計画」「板倉町風景条例」によって行為規制が全域に適用されるほか、既存の土地利用に関する法規制として「文化財保護法」「河川法」「農業振興地域の整備に関する法律」「都市計画法（市街化調整区域）」が適用され、開発行為は規制されています。



【担当窓口】

板倉町教育委員会事務局 生涯学習係
(板倉町中央公民館内)

〒374-0132

群馬県邑楽郡板倉町大字板倉 2698 番地

Tel.0276-82-2435 / Fax.0276-82-2436

e-Mail : k-gakusyuu@town.itakura.gunma.jp



雷電神社



雷電神社木版画



渡良瀬遊水地ヨシ原

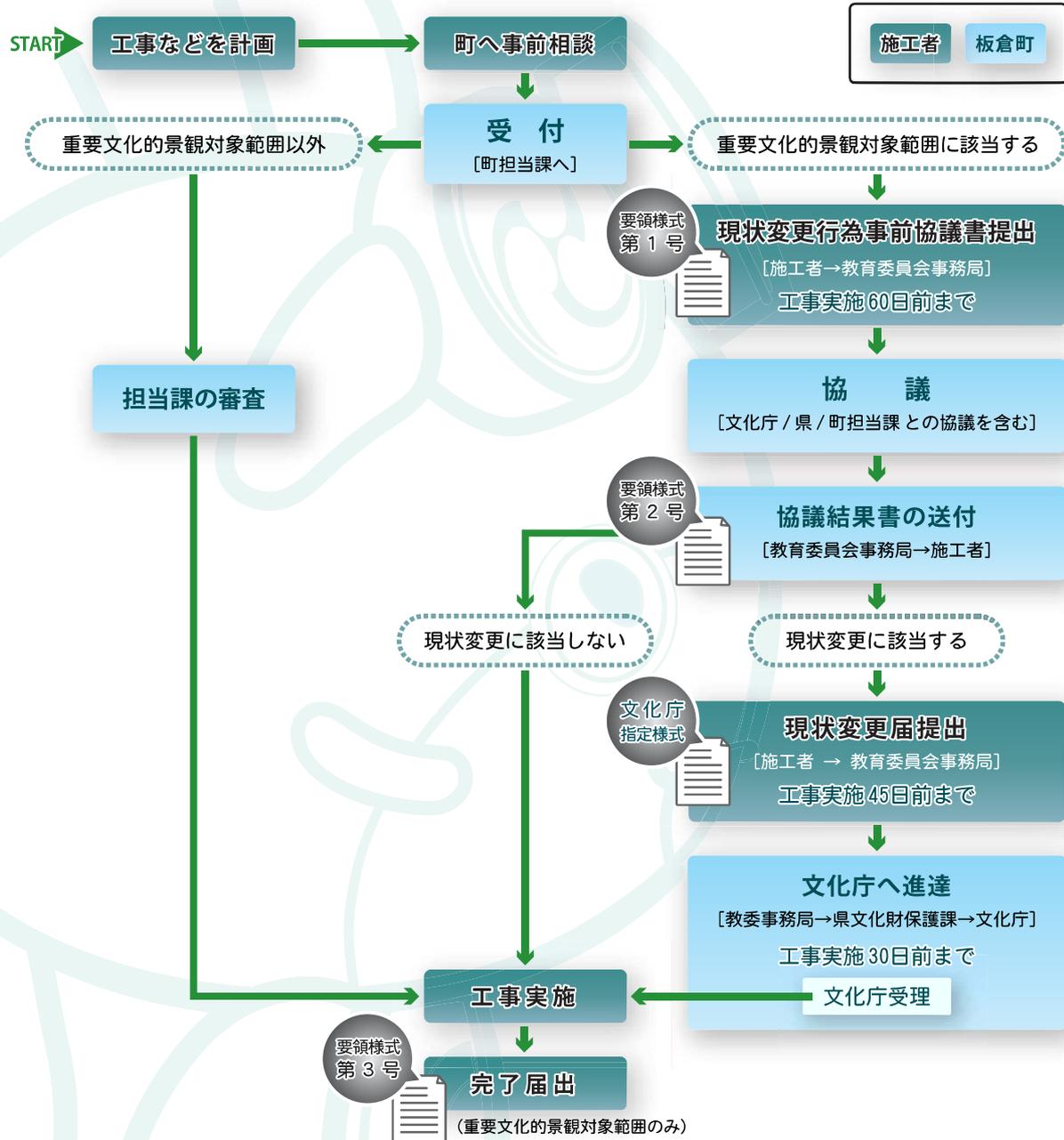


揚 舟



柳 山

重要文化的景観現状変更に係る事前協議および変更届の流れ



【町担当窓口について】

工事・河川関係 → 都市建設課まで / 農地関係 → 産業振興課まで / 文化財関係 → 教育委員会事務局（中央公民館内 生涯学習係）まで ※重要文化的景観対象範囲であれば担当課経由で教育委員会事務局へ

【事前協議について】

施工者は、その行為が重要文化的景観対象範囲に該当する場合、工事実施60日前までに現状変更行為事前協議書（様式第1号）を教育委員会事務局に提出してください。事前協議は関係課を含め行います。 ※必要に応じ施工者を含め行う場合もあります。

協議により、文化的景観の保存上影響があると認められる場合（地区別景観保存方針に適さない場合）、工事内容などが見直しになることがあります。協議の結果については、協議結果書（様式第2号）を教育委員会事務局から施工者へ通知します。

【現状変更届について】

現状変更該当する場合、工事実施45日前までに現状変更届（別途文化庁様式）を教育委員会事務局に提出してください。

【完了届出について】

工事を完了または中止する場合、現状変更行為（完了・中止）届出書（様式第3号）を教育委員会事務局に提出してください。

— 発行・お問い合わせ先 —

群馬県 板倉町教育委員会事務局 生涯学習係

〒374-0132 群馬県邑楽郡板倉町大字板倉2698番地（板倉町中央公民館内）

Tel. 0276-82-2435 / Fax. 0276-82-2436 / e-Mail:k-gakusyuu@town.itakura.gunma.jp

～ みんなが安心して暮らせるまち～

群馬県 板倉町

<http://www.town.itakura.gunma.jp>